

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(内閣府休眠預金等活用担当室)

項 目 名	休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の 所要の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等における税務上の処理の取扱いの在り方について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講ずる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	休眠預金等活用制度は、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを目的とした制度であり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズをくみ取り、解決していく民間団体を支援することで民間公益活動を促進しようとする、我が国においても先に類を見ない新たな仕組みである。		
	国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決に取り組む民間団体の裾野の拡大は、少子高齢化が進む社会を支える共助の推進に当たっても非常に重要であり、非営利団体だけでなく営利団体も含め、公益活動を行う民間団体の増加に向けて、活動開始の後押しとなる支援を行う必要がある。		
	(2) 施策の必要性		
	公益活動を行う民間団体が休眠預金による助成金を活用して固定資産の取得等を行い、活動の基盤を整えようとする場合、休眠預金による助成金とその他の補助金の税制上の位置づけの違いにより、営利団体と非営利団体との間で、受領した助成金を固定資産の取得等に充てた場合の税務上の取扱いに差が生じている。		
	こうした状況を踏まえ、営利法人等における税務上の処理の取扱いの在り方について税制上の所要の措置を検討する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 11. 共生・共助政策 施策 11. 共助社会づくりの推進
		政策の達成目標	国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成が進むこと
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			—